

参 考

○事業所概要

名 称 : 株式会社クラタ産業

敷地面積 : 44490.31 m²

事業内容 : 自動車部品製造業

会社設立 : 昭和 12 年 4 月

操業開始 : 昭和 31 年 7 月

○特定有害物質の使用状況等

ほう素及びその化合物

表面処理工程による使用

テトラクロロエチレン^(注)

脱脂による使用

(注) シスー 1, 2-ジクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンにおいてはテトラクロロエチレンの分解生成物。

○健康影響について

(1)ほう素及びその化合物

無味、無臭、褐色の粉末で、ほう素化合物はガラスや陶磁器のエナメル合成、着火防止剤、メッキ工業の原材料などに使用されている。食欲不振、悪心、嘔吐などを起こす。また人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。

(2)1, 1-ジクロロエチレン

無色から淡黄色の透明な液体で、芳香臭、刺激性がある。ポリビニリデン共重合体の製造や化学中間体として使用されている。高濃度の吸入は即発性の神経衰弱を引き起こし、暴露が続けば、意識を失う。

(3)シスー 1, 2-ジクロロエチレン

無色透明な液体で、芳香臭、刺激性がある。産業的には有機溶剤、染料抽出剤、熱塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されている。麻酔作用があり、中枢神経の抑制作用もある。

(4)トリクロロエチレン

無色透明の液体で、芳香臭、刺激性がある。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として使用されている。急性毒性は皮膚・粘膜に対する刺激作用で、目の刺激、眠気、頭痛、倦怠感とともに、認知能力、行動能力の低下など。日本でも高濃度暴露による死亡事例が労働災害として報告されている。また慢性毒性は、高濃度において肝・腎障害が認められることがある。

(5)テトラクロロエチレン

無色透明の液体で、芳香臭、刺激性がある。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として使用される。急性毒性は目、鼻、のどなど皮膚・粘膜への刺激、麻酔作用が主で、手の痺れ、頭痛、記憶障害、肝機能障害等の症状が、また慢性毒性は、神経系への影響や、肝・腎障害等の報告がある。

○浄化方法について

揚水ばっ気処理法：地下水を揚水して、地上に設置されたばっ気装置で空気と接触(ばっ気)させることにより揮発性有機化合物を揮散させ、活性炭等で吸着する浄化方法。

原位置化学酸化法：酸化剤を直接汚染地下水に注入することにより、原位置で揮発性有機化合物を酸化分解し無害化する浄化手法。

○土壤汚染対策法について(抜粋)

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第3条第1項 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項 に規定する特定施設（次項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号 に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

(指定区域の指定等)

第5条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

- 3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。
- 4 都道府県知事は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、第一項の指定に係る区域（以下「指定区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。